

徳島県企業局訓令第3号

局 中 一 般

徳島県企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局公文書管理規程（平成二十三年徳島県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第六条第二項二号中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十一条第二項三号及び第三項三号中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十二条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十四条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十六条第四項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十九条及び同条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十一条中「経営企画戦略課」を「経営企画課」に、同条第三項中「経営企画戦略課

第二十二条二号中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十四条二号中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に、同条第四項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十五条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に、同条第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十九条第三項及び第四項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十二条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十三条並びに同条第二項及び第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十四条並びに同条第二項及び第五項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十六条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十七条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十八条並びに同条第二項及び第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十九条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。